

第七回参議院人事委員会會議録第十七号

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)

委員の異動

四月七日委員平沼彌太郎君辞任につき、その補欠として小串清一君を議長において指名した。

四月十四日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として田中利勝君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○一般職の職員に給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

理事の補欠選任の件

午後二時八分開会

○委員長(中井光次君) それでは只今から委員会を開会いたします。

○委員(佐藤達夫君) 只今議題となりました一般職の職員に給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に關する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

政府委員の説明を求めます。政府委員(佐藤達夫君) 只今議題となりました一般職の職員に給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に關する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

第二部 人事委員会會議録第十七号

昭和十五年四月二十一日【参議院】

が去る三月三十一日に失効をいたしました。次に、経済定本部設置法の中におきましては、その附則の第六項におきまして、「左に掲げる法令中各省各庁の長又は各庁の長のうちには経済定本部総裁を、各省各庁のうちには経済定本部を含むものとする。」とありまして、すぐその左の方にいろいろな法令が並んでおりますが、その中に政府職員の新給與実施に関する法律というのが謳つてあるわけでありまして、従ひまして、これも御改正を願う必要があるかと思つておられます。それから国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の中には、その第一条におきまして「政府職員の新給與実施に関する法律に規定する給與の外、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。」という規定がございます。次に第二条の中におきましても「職員の手当の月額及び扶養手当の月額を、政府職員の新給與実施に関する法律の定めるところによる。」とございますので、おのおのその法律の名前をお改め願う必要があるわけでありまして、

あるわけでありまして。次に、経済定本部設置法の中におきましては、その附則の第六項におきまして、「左に掲げる法令中各省各庁の長又は各庁の長のうちには経済定本部総裁を、各省各庁のうちには経済定本部を含むものとする。」とありまして、すぐその左の方にいろいろな法令が並んでおりますが、その中に政府職員の新給與実施に関する法律というのが謳つてあるわけでありまして、従ひまして、これも御改正を願う必要があるかと思つておられます。それから国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の中には、その第一条におきまして「政府職員の新給與実施に関する法律に規定する給與の外、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。」という規定がございます。次に第二条の中におきましても「職員の手当の月額及び扶養手当の月額を、政府職員の新給與実施に関する法律の定めるところによる。」とございますので、おのおのその法律の名前をお改め願う必要があるわけでありまして、

何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○委員長(中井光次君) 本案について別に御質疑はございませんか。……それでは今日は本案についての御質疑はないようでございますから、この問題は、この程度にいたして置きます。

○委員(中井光次君) この際理事の補欠互選をいたしたいと思つて、先日大蔵委員となられた小串清一君の補欠互選をいたしたいと思つて、如何いたしましうか。

○宇都宮登君 理事の互選は、選挙の手段を省いて、委員長の指名に一任することの動議を提出いたします。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はございませんか。

何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。一、教職員の給與ベイス改訂に関する請願(第一六六九号) 一、教職員の給與ベイス改訂に関する請願(第一六八三号) 一、埼玉県鴻巣町の地域給引上げに関する請願(第一六九九号) 一、教職員の給與ベイス改訂に関する請願(第一七六六号) 第一六六九号 昭和二十五年三月二十二日受理 教職員の給與ベイス改訂に関する請願 請願者 東京都江東区深川永代 二ノ八 早川幸男外百九名 紹介議員 河野 正夫君 現行の給與ベイスでは、教職員の生活は極度に困窮し、教育者としての忍耐も限界に達せんとしているから、教職員の給與ベイスを改訂せられたいとの請願。 第一六八三号 昭和二十五年三月二十二日受理 理事 小串 清一君 委員 中井 光次君 宇都宮 登君

教職員の給与ベース改訂に関する請願

請願者 東京都杉並区西高井戸

一ノ一二三九 三戸森確

郵外百九名

紹介議員 木村福八郎君

堀 眞琴君

この請願の趣旨は、第一六六号と同一である。

第一六九九号 昭和二十五年三月二十四日受理

埼玉県鴻巣町の地域給引上げに関する請願(十九通)

請願者 埼玉県北足立郡鴻巣町

鴻巣駅内 皆合敬一外

八十八名

紹介議員 小林 英三君

埼玉県北足立郡鴻巣町は、現在地域給が丙地であるため、同地所在の官公庁、職員は臨時勤務手当の支給を受けていない。しかるに県内の六市十二町一村がすでに乙地の指定を受けているにもかかわらず、東京の近郊都市として深刻な物価高の影響を受けている当町が、丙地となつてゐるのは不合理であるから、再検討の上、町居住の公務員に対する地域給を引上げられたいとの請願。

第一七六六号 昭和二十五年三月十七日受理

教職員の給与ベース改訂に関する請願

請願者 奈良県吉野郡川上村大字白屋第三五六地 福島秀作外一千六百四十一名

紹介議員 駒井 藤平君

この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。

四月十三日予備審査のため、本委員会

昭和二十五年五月八日印刷

に左の事件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第二条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第一条中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第三条 船舶運管会の船員の給與基準の設定及び船舶運管会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第六百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職

員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に改める。

第四条 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第五条 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第二条第四項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

四月十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、群馬県室田郵便局不当かく首者復職に関する請願(第一八八二号)

一、公務員の給与ベース改訂等に関する請願(第一九〇九号)

一、国民金融公庫役職員を国家公務員特別職とするの請願(第一九三〇号)

一、教職員の給与ベース改訂に関する陳情(第三三三三号)

一、教職員の給与ベース改訂に関する陳情(第三三三三号)

群馬県室田郵便局不当かく首者復職に関する請願

請願者 群馬県群馬郡室田町 田島肇太郎

紹介議員 千葉 信君

群馬県室田局においては、局長およびその家族の封建性と陰謀によつて富沢金次郎、広神反一郎の二局員をかく首したが、これらの局員は、精勤かつ優秀な局員であるため、事務に支障をきたし、町民に迷惑を興えているから、同局の民主的な運営と町民の便利を図るため、さきに実施された不当かく首問題を調査し、かく首された優秀な局員を復職するよう処置せられたいとの請願。

第一九〇九号 昭和二十五年四月三日受理

公務員の給与ベース改訂等に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町 二ノ一全商工労働組合 電気試験所分會内 長 尾重夫外五百名

紹介議員 水橋 藤作君 千葉 信君

六千三百七十四の現行公務員給与ベースは、超過勤務手当等の諸手当を含めても、なお物価に均衡しない低賃金であり、公務員の日常生活は非常に苦しくなつてゐるから、早急に給与ベースの改訂ならびに諸手当算の増額を図られたいとの請願。

第一九三〇号 昭和二十五年四月四日受理

国民金融公庫役職員を国家公務員特別職とするの請願

請願者 東京都台東区東黒門町 十八国民金融公庫従業員組合内 松本利治

紹介議員 北条 秀一君

国民金融公庫役職員は国家公務員の一般職となつてゐるが、本公庫の業務の突進は他の一般官庁と異なるものであるから、その機能を完全に発揮するため本役職員を国家公務員の特別職とせられたいとの請願。

第三三三三号 昭和二十五年四月一日受理

教職員の給与ベース改訂に関する陳情(三三三三)

陳情者 新潟県西頸城郡下早川村下早川第一小学校 内 伊藤佐近外十五名

現在の給与ベースでは、教育者としての体面を保つことはおろか児童生徒の教育にも支障をきたしてゐる有様で、教職員のことごとくが、教育の使命の重大性と、個人の窮乏生活との矛盾に苦悶を統括してゐるから、給与ベースを九千七百円ベースに改訂せられたいとの陳情。

四月十八日日本委員会に左の事件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(予備審査のため)の付託は四月十三日)

参議院事務局

印刷者 印刷局